

## 平成22年度 第2回機械工業振興補助事業審査・評価委員会 議事概要

1. 開催日時：平成22年12月20日（月） 午前10時00分～12時00分
2. 開催場所：財団法人JKA 4A・B会議室
3. 議題：（1）審査・評価体制及び審査・評価の流れについて（案）  
（2）審査・評価マニュアルについて（案）
4. 報告事項：平成23年度補助事業要望の状況

### <資料>

- 資料1：平成23年度・補助要望応募状況一覧表（機械工業振興補助事業）
- 資料2-1：補助事業審査体制及び審査の流れ（案）
- 資料2-2：補助事業評価体制及び評価の流れ（案）
- 資料3：機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業審査・評価  
マニュアル（案）

### 5. 出席者

大山永昭委員（委員長）、金子 聡委員（委員長代理）  
市江正彦委員、岡 俊子委員、鴨志田 晃委員、高千穂安長委員、中原秀樹委員、  
野坂雅一委員

[事務局]笹部理事、平柳理事、竹内グループ長、池田室長、浅倉チーム長、  
佐藤副室長

### 6. 本委員会の定足数の確認

「補助事業審査・評価委員会規程」第7条第1項の規定に基づき、ただいま委員総  
数12名中7名（後に8名）のご出席をいただいておりますので、本委員会が成立し  
ておりますことをご報告いたします。

### 7. 事務局笹部挨拶

委員の皆様方におかれましては、師走のお忙しい中、第2回審査・評価委員会にご  
出席を賜りまして、ありがたく存じております。

前回の委員会では、補助事業の厳格化、透明化に向けた改革・見直しについて、審

議しました。その補助方針を、当委員会で決定いたしまして、11月5日、公示をさせていただきます。おかげさまで、平成23年度補助事業が開始できました、改めて御礼を申し上げます。

JKA といたしましても、補助方針の着実な実行と補助事業の一層の適正執行に向けて、責任を持って取組んでまいり所存でありますので、本日もよろしくごお願い申し上げます。

本日の議題は、具体的に行う審査・評価の体制、仕組み、評価マニュアルに関してでございます。お諮りいたしますものは、これから行っていただく審査に関連してまいりますので、よろしくご審議していただきたいと思っております。

最後に、各委員の方々におきましては、審査・評価の実施に携わっていただくことになりまして、誠にありがたく、改めて感謝する次第でございます。何かとお手をわずらわすことが多く、誠に恐縮には存じておりますが、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願いし、私からのご挨拶とさせていただきます。

## 8. 議事

### (1) 資料の確認 (事務局竹内)

資料1「平成23年度・補助要望応募状況一覧表 (機械工業振興補助事業)」

資料2-1「補助事業審査体制及び審査の流れ (案)」(A3判2枚綴り)

資料2-2「補助事業評価体制及び評価の流れ (案)」(A3判1枚)

資料3「機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業審査・評価マニュアル (案)」(平成23年度版) (18ページ綴り)

今回の委員会は前回と同様、公開としており、只今、各委員にお配りした資料は、傍聴席の皆様にも配布しておりますので、予めご了解いただきますようお願いいたします。

### (2) 審査・評価委員の指名について (事務局竹内)

本委員会で審査・評価を行っていただくに当たりまして、皆様には事前に審査委員、または評価委員のいずれかの委員として、審査・評価に携わっていただきますようお願い申し上げます、ご内諾をいただいているところであります。

まず審査委員に関しましては大山委員長、市江委員、岡委員、梶川委員、河田委員、金子委員、鴨志田委員、中原委員、野坂委員、藤本委員の以上10名の方々をお願いしております。また、評価委員は、高千穂委員、吉岡委員をお願いしております。なお、評価委員につきましては、さらに2名程度の増員を考えておりますので、併せてご報告いたします。

### (3) 事務局平柳挨拶

本委員会の機械における審査と評価を担当する委員を紹介させていただきました。評価の専門委員の機械担当で、高千穂委員、吉岡委員には、評価に関する委員をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、現在12名いらっしゃる委員の中で、2名に評価担当をお願いいたしておるわけですが、先ほどお知らせしましたように、新たに2名の評価専門委員を増員すべく、現在、事務局で折衝中でございます。次回の1月のこの委員会では、具体的な委員のお名前を紹介できる運びになると思います。

また、評価に関する業務は、後ほど事務局から説明いたしますが、JKAの補助事業として採択した事業の個別評価と補助事業全体の評価を総括いただくことが、この事業のメインの業務になってくると思います。また、公営競技事業として実施している競輪・オートレースの収益金が、いかに社会的なニーズに添った社会貢献事業として幅広く支持を受け、特徴的な補助事業となるように、より高い次元から評価を通じてご提言いただきたく存じますので、重ねてよろしくお願いいたします。

#### (4) 平成23年度・補助事業応募状況について（事務局竹内）

11月5日から12月6日までおかげさまで募集をできましたので、平成23年度補助事業の要望の応募状況についてご報告いたします。

資料1「平成23年度・補助要望応募状況一覧表」をご覧ください。

応募状況につきましては、このまとめ方が、平成23年度の補助方針に書かせていただきましたように、振興事業補助、重点事業、一般事業、その他研究補助という新しいものが入っておりますので、その枠でまとめてございます。

重点事業に関しましては、「公設工業試験研究所」というものは昨年まで2分の1補助のところを、重点事業として3分の2にいたしましたところ、43件、11億5,300万円で要望が上がってまいりました。重点事業は13億8,800万円、うち、「公設工業試験研究所」が11億5,300万円ということでございます。

一般事業に関しましては、昨年度まで機械のほうで見えておりました国際交流という補助事業メニューがなくなりました。そういったこともありまして、一般事業としては35件、3億4,300万円ということでご応募いただいております。

最後に、平成23年度初めて新しい補助メニューといたしまして、「研究補助」というものを加えさせていただきましたが、これが合計120件の応募、279,561,000円の応募をいただいております。従いまして、合計が223件、応募段階で、2,011,821,000円ということになります。

平成22年度については、合計数だけで言いますと145件、8,513,700,000円という要望に対して、平成23年度は223件、2,011,821,000円でした。

これに付随して、ご案内の通り、5月の事業仕分け以降、私どもの補助事業というのは、基本的には廃止とされたのですが、その後、私どもで見直しまして、いろいろ

行ったPRのところを少しご案内させていただきますが、全国紙の5紙を2回というのが、ほぼ22年度要望PRのスケールだったのですけれども、今年は全国紙5紙で2回、それからテレビ、私どもが持っております番組とスポット提供、インターネットを追加しました。

さらに、事前説明会を、機械振興補助のみ東京、大阪で1回ずつやっておったのですが、東京、大阪それぞれ回数を増やしました。それ以外に、機械学会にお願いして、傘下の会員の皆様方に、こういった事業があるということをご連絡していただきました。それ以外に、公益財団「助成財団センター」というところのデータベースに、私どもの補助事業を、一年中PRしていただくということで、「助成財団センター」のほうへ登録するといったことを行いました。

#### <質疑>

特になし

#### (5) 議題 (1) 審査・評価体制及び審査・評価の流れについて

##### 1) 審査体制及び審査の流れについての説明 (事務局浅倉)

資料2-1、A3 縦の資料をご覧ください。「補助事業審査体制及び審査の流れ (案)」でございます。

12月6日に締切りました機械関係の補助事業について、全体で223件の応募があったのですが、そのうち、委員の皆様にご主査・副査としてご審議いただくのは、60事業になります。但し、機械振興の場合、その事業の中にさらに枝番で事業項目というものがありますので、事業項目数で言いますと135件となります。10名の審査委員の皆様にごこれを割振りますので、一人当たり13から14件、主査と同時に副査にもなっていただきますので、その2倍ということで、だいたい26から28事業項目を、主査・副査として審査していただくということになります。

この案件の割振り方法なのですが、表のいちばん右側、JKA事務局というところの欄にごございますように、4つの視点で割振りをしたいと考えております。今申し上げましたように、審査委員が10名でございますので、件数の平準化ということで、お一人当たりの件数を均等化して割振るという考えでございます。

さらに、担当案件は専門性等を考慮せずに、先入観・恣意性の排除ということで、60事業135事業項目をアトランダムに割振るという考えでおります。また、主査と副査の組み合わせについても、予め、ある委員の方が持っている主査の案件を、どなたが副査として持っているかということがわからないように、先入観とか恣意性が入らないように割振りをしたいと考えております。

その下に図式化しておりますけれども、今ご説明申し上げましたように、60事業135事業項目を10名の審査委員に割振るということでございます。それを割振るの

は、基本的には事務局のほうで行うという段取りになります。

割振りした後に、審査の手順なのですけれども、大きく組織の審査と事業の内容の審査という2つに分かれておりまして、事業者の適格性であるとか、事業の要件といった部分の組織審査については、JKA事務局が行う。そして、事業審査については主査・副査となっていた委員の皆様方に実施していただくという考えでございます。

審査に係る資料については、補助事業者から提出されたデータをCDに落として配布するという考えでございます。同時に、主査・副査としての案件についても、10名の審査委員の皆様にご送付いたします。

右下のほうですけれども、審査をしていただいた後には、その結果をJKAのほうに戻していただいて、第3回から第5回の、これは非公開となりますが、審査に係る委員会に主査の方がご提案していただいて、そこで審議し、最終的に決定するという流れになっております。審査の途上では、JKAの事務局が審査委員の皆様へのサポート体制をとる予定でございます。

2枚目をご覧ください。審査に係るデータや「審査シート」のやり取りの流れを図式化したものでございます。

①から④までの流れになっておりまして、まずJKA事務局が事業者から来た申請データをCDに落としまして、主査・副査にご送付いたします。審査終了後、主査・副査の皆様方からJKAのほうに戻していただきまして、これを事務局のほうで一覧性のある「審査結果表」に取りまとめます。

そして、「審査結果表」を今度は、JKAから副査にご送付いたします。この副査に送るとするのは、今春以降の事業の見直しの中で求められていた副査によるチェックを行うという部分を、この段階で行うということでございます。副査の担当の方に「審査結果表」でチェックしていただいたものをJKAのほうにお戻しいたします。

お戻しいたいただいたものを、今度は主査にご送付いたします。この段階で、「審査結果表」に副査がチェックした際の署名が入っておりますので、主査の方は、自分が主査として持っている案件の副査名がわかるということでございます。それを見ただけで、主査が最終的に委員会にご提案する確認をしていただいて、サインした後に、副査の方にご送付して、これを基に第3回から第5回の審査に係る委員会でご報告をしていただくという流れでございます。

## 2) 評価体制及び評価の流れについての説明（事務局佐藤）

お手元の資料2-2、A3 縦の表をご覧ください。「補助事業評価体制及び評価の流れ（案）」でございます。

評価をお願いするのは、平成23年度補助事業でございます。黄色で塗ってあるのが平成23年度補助事業になるのですが、右側の補助事業者の欄をご覧ください。一

番大きい囲いで「平成23年度補助事業」とございます。平成23年度補助事業ですので、平成23年4月から平成24年3月まで年度事業で実施されます。これが終わりますと、補助事業者が事前に計画を出されていて、それに対する達成状況等を自己評価していただくことを想定しております。

左へ流れまして、「JKA一次評価」という形で、補助事業者が行った自己評価を私どもが全件チェックをしまして、問題点等を洗い出すということを想定しております。

さらに左へ流れまして、こちらが評価委員の先生にお願いをする部分なのですが、「JKA一次評価」をチェックしていただくということを考えております。そして、チェック結果を委員会に報告していただいて、委員会で統括していただくという想定をしております。

先ほどの審査につきましては、かなり詳細な方法等をご説明申し上げたのですが、ご覧いただくように、実際に委員の先生にお願いするのは再来年の5月、6月頃、1年半ほど先の話でございます。その部分につきましては、詳細を検討中でございまして、これからご相談をしながら、来年の5月ぐらいまでには固めたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

#### <質疑>

##### a 委員

今回、具体的にはどういった日程感で考えておけばよろしいですか。CDが送られてくるのがいつで、審査結果を提出するのがいつ頃かといった直近のスケジュールを教えてください。

##### 事務局竹内

大まかな予定ですと、事前に審査の先生方に送る書類一式を事業者から集めて、この問題点が、資料に抜けがないか等をチェックいたしまして、早ければ年内に送り出しを開始することができると思います。1月28日が第3回の委員会になりますので、その時に、これを全部1回でやろうと、審査をお願いしようというのは、我々も時間的に無理ではないかと思っておりますので、今後の先生方とのご相談になろうかと思いますが、一度、先ほど申し上げました主査・副査の流れに、1件でも、2件でも、先生方にご協力いただければ、それに乗せてみまして、そこで発生する具体的な問題点、我々はこれでよいのではないかと具体的に詰めさせていただきましたけれども、そういったこともありますので、第3回の次回の委員会で、先生方にもしできれば2、3件当たっていただいて、実際にやってみていただいたところを検討したいと思っておりますので、今申し上げましたように、今月末ないしは1月早々までに書類をお送りしたい。その時に、できれば具体的に、今ここに書いております「審査シート」、こうやって審査をしてくださいとか、審査の基準に係るような考え方等も一緒にして、来年早々、年明けにはお送りさせていただきたいと考えております。

従いまして、先生方には大変お忙しい中ですが、10日ないし2週間程度で第3回目分に関しては、審査していただけるとありがたいと考えております。以降も2月、3月に1回ずつ審査・評価委員会をしなければなりませんから、それに合わせたようなペースで、ぜひ、お願いしたいということになります。

#### 事務局笹部

実際、審査に携わっていただく時間も、業務ご多忙の中での作業となりまして、すべてこの案件にというわけにはいかないと思っております。年内にはお届けする準備を目指しているものの、初めてやるもので、CDに焼く際の留意事項ですとか、いろいろと情報管理という問題もありまして、理想的な形でお渡しできればよろしいのですが、ガードをかけるとなると、いろいろな問題が出るとか、CDそのものの扱いの問題もご負担をおかけする形にもなるので、一番好ましい方法を取らざるを得ないという検討もしています。

一方、書類での審査も当然、いろいろと見なければいけないという時に、一つ一つクリックして見ていくのも作業効率上どうかということで、今回初めてやる分については、いろいろと改善もしていかなければいけないので、忌憚のないご意見をいただきながら、我々の事務局のほうに対しましてご指示いただきたいと考えております。

日程につきましては、年内はこれに要する時間を考慮するわけにもいきませんので、年明けの4日からカウントを入れますと、1月の委員会が28日になっており、所要の段取り等を踏まえると、平日だけで11日間ほどになります。土・日、祭日を全部外した平日で、1月は概ね10日ぐらいが実際の作業時間になるかと。その中の何時間かを割いていただければという形で、1月の審査・評価委員会につきましては、むしろ、我々事務局のほうで行わなければいけない「簡易審査」、特に「研究補助」関係のほうの部分に関しましては、我々も専門アドバイザーも踏まえて、やっていって、それをまず1月の当委員会のほうに中間報告をさせていただきますので、多少その分、時間を本体のほうに割いていただけるかと。

先ほどの補助要望の状況からしても、個別案件の数がさほど多くはないのです。実質、主査・副査で担当していただくと、トータルで26前後になりますので、その26を1月から2月にかけてやっていただければ、特に2月を中心に。また、最終的な採択に関しましては、総合評価も含めた形でもう一度、見直さなければいけない部分、採択の段取りも次回お話をさせていただかなければいけない重要な部分もございますので、ご負担になることは間違いないのですが、そのへんを勘案しながら進めさせていただきますと考えております。

#### b 委員

確認ですけれども、これは私がある報告では主査をやる場合もあるし、副査もやる場合もあるということですか。そういう役割分担、要するに同じ一人が主査をする場合も、副査をやる場合もあるということですね。

例えば、私が主査をやった場合に、どなたが副査をやっているかということは最後の段階までわからないということですね。

事務局竹内

そういうことになります。

b 委員

厳格化をするためには、そういうことがよいのでしょうかけれども、最終的に判断する場合に、主査と副査が議論をするという場面は想定していないわけですね。

事務局竹内

審査の途中でそういうタイミングというのは、今のところはないと計画させていただいております。最後の委員会で、主査としてご報告していただくというところで、委員会でのご審議になろうかと考えております。

事務局笹部

資料1の主査・副査のチェックの縦表の件ですが、まず1番目の「審査シートへの記入」については、平準化もさることながら、とにかく時間をうまく使っていこうということで、同時に審査と。ただ、この同時審査につきましては、覆面でやりましょうという一番の考えは、なるべく先入観なしに全部を見ようと、それで一つの案件を複数で見ましょうというのが、今回の審査の透明化を目指すものであります。

一方で、合議制に関した形を最終的に持っておかないといけないのではないかとということで、副査のチェックと主査のチェックの最終段階で、両者のお名前がわかる。ただ、わかった後で実際のところは点数化のギャップがあるかもしれませんし、場合によっては、そこで調整をしなければいけないものの、それは両者間でできる範囲の調整は、たぶん主査の方が最終段階の「主査の最終チェック」でされるのかと。また、その際に意見を取りまとめる中で、委員会報告でお話、副査との関係がこうだった、ああだったみたいな報告がされた後、委員会の中で採択という形を考えています。

また委員長におきましては、主査というお立場をどう考えるかということがございまして、できましたらここでご了解いただければと思いますが、一つのご提案ですが、委員長におきましては両方とも副査をお願いできればと考えております。従いまして、どなたかが主査をやっていただくという形にはなりますが、これもアトランダムで当てさせていただきますことをご了承いただければと思っております。

c 委員

主査・副査というのは、最初の段階で同じことをするということですか。次に主査が作られたのを見て。

大山委員長

結局、サインしてもらわなければいけないのですよ。そのサインをすると誰だかわかってしまうのです。だからそこで隠すのは無理だと、逆に、そこからは見てもらってもよいのではないかと。後は、形式も含めて、組織のほうの判断というのは事務局



でやり、我々がやるのは内容です。

内容については、こう改善したらよいというのが主たる目的です。最初から落としていくということを目的にするのかどうかという、当然、補助金の性格があると思うのですが、ここでは現在の状況を見ると、できるだけ採択をしながら、なおかつ、それをより良くするための方法と考えると、点数が悪いところは、どうやったら上がるかということをお考えいただく時に、お二人の意見がずれることはないのではないかと思いますので、こういうやり方も、とりあえずやってみたらいかかかと。

主査・副査をやめてしまえばと最初は言ったのですが、これは決まっているのですよ。改革案に書いてあったのです。そこを変えるところまで戻ることにはできないという判断でした。

#### 事務局笹部

これも、もともとは事業仕分けの中で、従来行ってきた審査のやり方に対しまして、ご指摘を受けた一番の部分でございます。従って、審査の透明性をどのように確保し、補助事業の公平さを公開していくために講じられた内容でございます。文章的な表現で言いますと、「審査は主査が行い、それを副査がチェックする」と、このような改革方針でございます。これの具現化をこういう形でやるということです。

ただ、さらに、審査を行うに際して、これだけのいろいろな専門分野の方を交えて、かつ JKA の補助事業の特色として幅広い、本来、専門分野を集めますと、もっともっと広範囲になるのかという部分で、専門領域という部分については、ある一定の見る目はあるだろうと。当然、その部分について、ランダムにお願いすることは、さほど影響がないのではないかと、かつ、二重の目で見られるという仕組みを、主査・副査という、もともとの改革に照らし合わせた中で考案したものでして、確かに副査のチェックと主査のチェックの流れだけを見ると、2回送られてくるのです。最初のもものと、チェックして再度主査がチェックされたものという部分がございます。そこに極めて煩雑な感じはしています。従って、実際の流れでやると何か問題が出るのかという部分で、ここは忌憚のないご指摘をしていただかないと、我々も気づかない部分が多々出てまいると思います。

もう一つ、JKA のほうで事務局が中身に触れる事項は、組織の適格性ですとか、書面審査で淡々とチェックできる部分についてのみ、我々のほうで審査をさせていただいて、事業の中身そのものにつきましては、公平な立場での外部審査というようなもので徹底していくという形で、本来、事前のご説明もしていかなければいけない部分もあったのですが、今回は本当にご無理をお願いする形にはなると思うので、よろしくお取り扱いいただければ幸いです。

#### a 委員

今回は各委員が個別案件の審査結果についてサインをするということで、委員に大きな責任がかかってくる形になっているのですが、自分の専門分野ではない申請を担

当するかもしれない、書面の審査だけでそこまで責任を持てるのだろうかと思います。その場合、例えば、申請者に直接インタビューをさせていただくとか、現場を見せていただきたいという希望が出るような気がします。さきほどの説明では、2、3週間くらいで結構な数を見なければいけないということですが、これは時間的にも厳しいという感じがします。審査に費やす委員会が3回あるのであれば、それぞれの回で決定せずに、「現状ここまで見たのだが、こういうことが心配なので結論は最後まで持ち越させてください」ということも場合によってはあるという感じがしているのですが、そのあたりの進め方はどのようにお考えですか。

#### 事務局笹部

当然、そのような段取りを踏まないと、今回が初めてのこともありまして、絶対評価を一つとってみても、その目のバランスというのですか、その整合の部分で1月の委員会のときに2、3例やっていた中で、整合が取れているかどうか。我々のこういう採点をお願いしたいという部分について、何かずれが生じていないか、または、補正すべき点はないかといったご議論を1月の委員会で考えています。

前回の議論の中でも、絶対評価と相対評価という両面から採択に結びつけていかななくてはいけなくて、若干時間のかかる形にはなるのですが、むしろ、時間をかけて審査するというのがもともとの狙いでもございますので、お手数をおかけする中でも最終的な評価は、2月にある程度できればよいのかと思っておりますが、それが叶わない場合の3回目というように準備をしておりますので、その中でご議論をいただきたいと考えます。

#### 大山委員長

たぶん、今のご心配の中のいろいろ確認したいということは、事務局経由で聞いていただくというのが一番です。そうでないと、審査委員がわかってしまうと直接来ますので。そこは非公開にしておいたほうがよいと思います。

#### d 委員

b 委員からご指摘を受けた主査・副査の審査体制を、もう少しきちんと詰めておかないといけないのではないかと考えて、意見を述べさせてもらいますけれども、主査・副査はブラインドでやるという方針はわかります。その時に、合議制とかサインをするというところで、まったく独立に行うという趣旨とは違う部分ですね。その接続をきちんと意識しておかないといけない。というのは、副査は、例えば、書類を送る段階で意見書とかメモでもよいのですが、意見を付けて主査に送るというようなことができるというように理解しているのですが、そういうことによる互いの疎通がある程度ないと、まったく独立にやっておいて、結果をまとめると言っても、評価の方向性も出てこないということになると思います。議論をしてまとめるということではないけれども、通信は可能であるということをきちんと意識する。場合によっては、うまく作ってもらう。

もう一つは、逆に、主査に求められる、これは文章にはできないと思いますけれども、自分が審査するのではなくて、主査と副査の意見をまとめて審査結果を出すという意識を強く持ってもらわないと、合議制とかサインをして最終的にお互いわかって、意見をまとめたというようにもっていくのが難しいことになる。精神論のようなことを言いますが、そこをはっきりしておかないと。

#### 事務局笹部

今、ご指摘いただきました点につきましては、主査・副査チェックの流れの「②副査のチェック」のところと思われます。上段のほうは、主査・副査がやっていたものに対して、JKAの事務局のほうに返却していただくのが①ですが、その返却に基づいたものの中で、主査が点を付けていただいたものを副査に戻します。それで初めて、副査がご自分でやった分と主査のお考えの違い、または整合のところが②のところで見えます。

副査が①でシートにご記入されたものを、一旦、消し込むか、それはそれで残しておいて、「②副査のチェック」というところで、もう一度入れるか、「審査シート」上の考えが二通りありまして、履歴を残すか、主査のものを見て上書きして直してしまって、サインを入れて戻すか、ここが今、分かれ目の部分になっていますが、履歴を残すとすれば、主査の判定を見たらうえて、再度、副査の分を換えると。そして、意見を入れて「③主査の最終チェック」のほうに持っていきます。③のほうは、主査が、副査がチェックされているものを見ますので、そこで主査は最終的に記入をし、署名をしてJKAの事務局に戻します。

ここで本来は終わりますが、最後にふた開けをして、主査の判定はこうでしたというものを副査にお返しするのが「④副査への結果報告」ということをイメージしておりまして、これを実際にやってみていただいて、1月の委員会のときに問題点があれば修正を加えられればと思っています。

#### d 委員

審査過程では、ぜひ、履歴を残すべきだと思いますけれども、最終的にどうするかというのは、検討してもらって、委員会内のオープンであっても、その時は少し変えるということがあっても問題はないと思いますけれども、基本的には残すべきだと思います。

#### e 委員

主査と副査の関係をもう少しはつきりさせていただきたいのは、副査は主査の補完をするものなのか、どうなのかということです。評価そのものの考え方なのですが、例えば、自分の専門分野であれば、かなりはつきりとした見解が述べられると思うのです。しかし、近からず遠からずという案件がぶつかった場合に、副査の場合、補完しなさいと言いながら、まったく違っていると、自分が副査として課せられている目的な何なのかということを考えざるを得ない。先ほどご説明のあったように、できる限

り採択していきたいと、そのためにはこういうポイントを上げるとクリアできるという、親切的なレビューをやれというように解釈したのですけれども、その時に、二つあると思うのです。

例えば、私の環境の分野で言うと、技術的な評価はできるのだけれども、それが社会システムとしてきちんと装着できるかどうかということを見ると、まったく違う角度からの社会的評価というものを考えないといけない。技術が一人歩きしても何の意味も持たないのです。システムとして動かなければ。そういう要素を副査に要求しているのか、これはあくまでも主査の補完する存在としているのか、ずいぶん評価のやり方が変わると思うのですけれども、それがいかがですかというのが一つ。

もう一つは、主査の役割は、例えば、1月28日に次回の会合があります。それで送られて来るのですけれども、その時に先ほど申しあげましたレビュアーとしての役割・機能を主査に求めているのか、そうすると他の委員は、逆に言うとレビュアーとしての主査の意見に対して、自分の意見を述べるような場にするのか、どうなのかというイメージが湧かないのですけれども、もし整理できたらご説明いただきたいと思っています。

事務局竹内

主査の立場は、まさにレビュアーとして委員会に臨んでいただいて、この案件はこういう審査をしたということで、お願いしたいと思っています。

e 委員

それに対して、他の委員は意見をそこで述べるということですね。

事務局竹内

そういうことになります。委員会で最後には採択といった意見になります。

副査のほうのご意見なのですが、このへんが我々もこの表を作って、どうするかということ悩んでいるところがございますので、ここのところは、できれば1月に2、3件やっていただいて、副査と主査とやってきたけど、どういうことがあったというようなところをご専門の立場から言っていただきたいというように感じます。

d 委員

私の理解では、スタートの定義が主査と副査は独立に、ランダムに人選して、専門にかかわらず審査しようという趣旨ですから、今おっしゃったような補完的な部分は、その後考えるべきことで、スタートの精神は、まったく独立に審査をして、それを主査が取りまとめると理解をしましたけれども、いかがでしょうか。

事務局笹部

今日は「審査シート」はここには準備しておりませんが、「審査シート」上は、例えば、何点評価とするか、いわゆる絶対評価シートを考えておりますが、「やや不十分」または「採択に至らず」というような、中身を見て考えた時に、「採択に至らず」というものを最初の段階で下すのもご負担になるのかということで、むしろ、考え方につ

いては、先ほど申し上げた通り、いろいろな視点で考えることが必要かと。むしろ、それを今回、望まれているわけですし、特に「やや不十分」または「採択に至らず」と点を入れたところについては、特に意見を入れていただきたいと思います。そういう所見を、最終的に採択する際の議論として生かすなどし、機械的に決めていくというよりは避けていく方法で、時間をかけてやっていくということを目指しております。

#### e 委員

私としては、d委員がおっしゃったような形で、独立してやらせていただいたほうが、肩の荷が少しは楽かという感じがあります。お互いに補完というよりも、主査・副査の立場で審査をしろというほうがよいと思います。

#### 大山委員長

私が事務局と話している時は、完全に独立で、名前が主査・副査というのは勘違いするといけないので、あくまでも二人いて、まとめを最後にやっていただく方がどちらかということで、主査となっているということです。

それから、今回の案件はまだ内容を見ていないのですけれども、以前からこの関係を担っている方たちは、今までの人たちがつながって出しているとする、それなりのきちんとしたバックグラウンドを持った申請はしてきているので、とんでもないものは、あまりないのではないかと思います。従って、そのバランスはしっかりと取れているものが来ているのですが、「これは二番煎じだ」とか「これは今やってもしょうがない」というものはあるかもしれないので、そういうところは審査に当たったお二人でご覧いただき、もしも、そこでもまだわからないというものがあれば、事務局経由で聞いていただく、さらには、委員会で一言、主査の方が言っていただくと他の方がご存知の場合もありますし、そういうことでは、良い方向へ持っていくために行っていければと思っているところです。

審査も募集の案件で、申請してくる側の人たちの状況もだいぶ違うときもありますが、今回、これを見る限りですと、かなり今までの人たちがいるのではないかと推測しますけれども。よろしいですか、今の主査・副査の考えは、d委員に言っていたように、相互の補完というより独立して二人いて、お互いに違う意見がある場合もあるでしょうし、ですから、主査の方は最後、意見が違っていてお話していただくのは方法だと思いますが、ご心配だったら、正直にここで言っていただくと、それで、私に全部、副査をやれという話になっていたと思うのです。最終的には、相談をさせていただくというのが私の責務と、ご提案していただきたいと思います。

#### (6) 「審査・評価体制及び審査・評価の流れ（案）」の採択

当委員会として、事務局案の通り「審査・評価体制及び審査・評価の流れ」は異議なく了承された。担当案件の割振りについては事務局で行い、その割振り結果を各委員に連絡することとする。

(7) 議題 (2) 「事業審査・評価マニュアル (案)」について

1) 審査部分についての説明 (事務局浅倉)

資料3をご覧ください。「機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業審査・評価マニュアル (案)」(平成23年度版)となっております。

1 ページには、審査・評価については、「はじめに」の部分の後段に書いてありますように、前回の委員会でご了承いただき公示しました補助方針及び、5月の事業仕分け以降、検討した結果、「JKA 補助及び交付金還付事業のあり方検討WG」の改革内容を基に、以下の「1.審査・評価の基本方針」に基づいて行うということにさせていただきます。

(1) 効率的・効果的な補助事業の実施、(2) 審査・評価基準の明確化、(3) 透明性の確保、(4) 継続事業の審査、この4点を基本方針としたいと考えております。

2 ページは、審査の方法ですが、これも前回の委員会にご提出しました委員会規程の中にも盛り込まれておりますが、これに基づいて審査を行っていくということで、主査・副査の体制とか、副査がチェックするとか、先ほどの資料でご説明した部分がございますので、この部分については詳細の説明を割愛させていただきます。

続きまして3 ページ目の「4-1 審査の流れ」でございますけれども、ベージュ色で付けてある部分なのですが、⑤から⑨の部分が審査業務に当たりまして、本日、「⑦第2回審査・評価委員会」で審査・評価の基本方針である本マニュアルをご審議いただく。担当主査・副査については、事務局のほうでアランダムに選ばせていただくということになっております。左側に「⑧事務的審査」とありますけれども、簡易審査以外の案件、60事業135事業項目を審査委員の皆さんに審査していただく、そして「Ⅱ 簡易審査案件」については、公設工業試験研究所の機器整備事業と新たに始めた研究補助については簡易審査案件ということで、JKA 事務局が行うということになっております。この結果を、右側の審査・評価委員会の第3回から第5回の3月までの3回の委員会で採択案件を決めていくという流れになっております。

続きまして5 ページ目に、「5.補助事業の審査から評価の流れ」が載っておりますけれども、「1 審査」の1から3までについては、前回ご審議いただいた補助方針の「13. 審査の基準」の中に明記されてあるものでございます。

6 ページ目以降なのですが、機械に関する審査については6 ページから9 ページに、審査項目と審査の主な視点というものを掲げさせていただきます。

(1) については、組織審査ということで、これも先ほどの資料でご説明しましたが、ここはJKA の事務局が行います。

次の7 ページ、「(2) 振興事業 事業審査1」というものがありますが、ここも継続事業であるかどうか、委託調査研究の比率であるとか、その部分に関しては JKA の事務局が審査するということになっております。

8 ページの「(3) 振興事業 事業審査 2」がございましたけれども、ここの部分が主査・副査になっていただいた審査委員の皆様方に審査していただく審査項目と審査の主な視点でございます。以下、(4) 公設試と 9 ページの (5) 研究補助については、これも JKA 事務局が、簡易審査案件ということで審査を行うことになっております。

## 2) 評価部分についての説明 (事務局佐藤)

評価についてご説明いたします。戻っていただいて、2 ページ「3.評価方法」をご覧ください。先ほどの資料 2-2 でご説明いたしましたけれども、大枠としては「自己評価」をやっていただいて、(2) 事後評価として「JKA 評価」、「委員評価」をお願いするという形でやらせていただきたいと思いますと思っております。詳細につきまして、これからご相談をしながらご提示をさせていただきたいと思っております。

次に 4 ページ、「4-2 評価の流れ」です。これは、先ほどの資料 2-2 で詳細にご説明しましたので、割愛させていただきます。

5 ページで「2 評価」、自己評価、JKA 一次評価、委員会評価で、「評価項目」とあるのですが、右側を見ていただきまして、機械工業振興補助事業、(振興事業) (公設試補助事業) (研究補助) というところで、評価項目が多少違いますので、表記させていただきます。

先へ飛びまして、16 ページをご覧くださいませでしょうか。「7.評価項目および評価の主な視点」というところで、それぞれの評価項目に対して、例えば、振興事業については 1 から 7 までの評価項目がございまして、評価の主な視点という形で、これは自己評価をやっていただく際、JKA 評価をさせていただく際、それから委員の先生に見ていただく際に同じ視点で見ましょうということで、基本部分を挙げさせていただきます。振興補助事業、公設試、17 ページの研究補助という形で、それぞれ挙げさせていただきます。

## <質疑>

### a 委員

2 ページの審査方法で、関連する各分野の外部有識者、「アドバイザー」というのがあるのですが、この「アドバイザー」の役割や関与はどういったものでしょうか。

### 事務局竹内

これもワーキング等でお約束したところで書かせていただいたのですが、私ども事務局が特に先生方の資料を作るとか、事務局審査をするうえで、ある程度専門的な知識を持っている外部の人たちに入っていただいて、そこの知恵を借りながら、事務局サポート体制をとっていきたいということで、委員の先生方ではなく、我々のほうを手伝っていただく外部の専門的知識を持った方々ということになります。

### a 委員

例えば、自分の専門ではない分野の案件がきた場合、専門的な知識をアドバイザーの方々に補完してもらおうという役割を想定していいですか。

事務局竹内

分野ごとに、すべてというわけにはいかないと思うのですが、ある程度のところは私ども事務局でサポートいたしますので、そういった方を通じながら、先生方のご疑問とか、ご質問・アドバイスに対して、できる限りの対応をとるつもりでおります。

事務局笹部

機械だけではなくて、公益の分野も専門性が広範囲に広がっており、外部アドバイザーというものが必要だということで、機械に限らず公益の部分にも示せる対応として「外部有識者」と書かせていただいております。

e 委員

今おっしゃったのが、2 ページ目のアドバイザーというところですね。

事務局笹部

そうです。例えば、JKA 簡易審査という中で公設工業試験研究所というのが 43 あります。今、地域ごとにどういう状況でモノづくりに必要になっているのか。そういう状況分析というのは当然、必要だと思うのです。また、もっと未知の分野というのが研究補助です。そういった部分に関しまして、外部アドバイザーというイメージが極めて重要になっておりまして、その部分と個別審査も重点と一般と分けておりまして、いろいろと状況を把握する必要があると。把握した中でどのようにまとめるかといったような時も、アドバイザーと一緒にやりながら、補助事業の質を高めていくことも、改革の一つとして求められているという状況になります。

c 委員

8 ページの (3) 審査項目が 1 から 7 までありまして、こういう点について、いただいた案件を見させていただければと思うのですが、いただいた資料というのは、判断がつくような資料になっているようなものなのか、それともかなりまちまちなのでしょうか。まったく触れていないようなことも中にはあると思いますし、当然わからない部分もあると思うのですが、それを事務局にお聞きすればよいということになっていますけれども、まだ中身を見ていないので、まったく想像がつかないのでございますけれども、そのへんはどうでしょうか。

事務局竹内

先ほども申しましたように、事前計画というような形で、あるいは申請書という形で、この 7 つの項目に関しては、基本的には補助事業者からすべてコメントをいただいております。従いまして、先ほどお渡しすると言った CD の中には、何らかの記載があるということになってございます。この審査項目に関してこの視点で見てくれという時に、申請者がここの所はこう考えているという申請書等に関しては、資料としてお渡しできると考えておりますので、何もとっかかりがないということはないと考



えております。

c 委員

例えば、その事業の新規性とか発展性が書いてあるわけですがけれども、それはどの程度そうなのかとなると、一種の客観的なものを知っていないと難しいわけですね。そのへんは、現状がこうなっているとか、それを事務局の人に聞いてもよいということなのでしょう。

事務局竹内

今おっしゃっていただいた新規性とか発展性に関しては、この文章だけではなかなかわかりづらいというようなところは、私どものほうにお問い合わせいただいて、私どものほうで事業者の説明を受ける、ないしはアドバイザーからのアドバイスを受けるといったような形でお応えしていきたいと考えています。

f 委員

2 ページの評価方法の (2) の②のところですがけれども、委員会は主査一人を決め、個別案件ごとに担当委員を決めるということが評価のところを書いてあるのですがけれども、これを評価専門委員は委員会において、評価を統括するという部分と重ね合わせて考えまして、その審査の部分の主査とここでの主査とはどういう関係なのかということ、もう一度クリアにさせていただきたいというのが質問の一つです。

それから、この事後評価という表現で書いてあるのですが、「3.評価方法」の (2) 事後評価なのですが、ここに書いてあることを見ますと、要は審査した個別の案件について、どうでしたかという話を決めるだけであって、評価の主な部分でありますような、こういったいろいろな事業をやった結果、JKA としてはどうでしたかといった、いわば事業の上にある施策または政策といったようなものの評価をここではできないという感じなのです。といいますのは、それができたかどうかの後は、それだけの成果または効果といったものが、はっきりと表れていなかったら、それは無駄となるわけですので、そのあたりはどうするのか。会議の冒頭に1年後くらいになりますという話でしたので、その時にじっくり詰めればよいのかと思ったのですがけれども、そのへんはどうなのだろうという、この二点についてご回答いただければと思います。

事務局佐藤

こちらで主査と書かせていただいているのは、審査の先生の主査とは、まったく別の考え方になります。個別案件ごとに4名(2名増員)で見させていただき、まとめた評価表をチェックしていただくという意味で、主査と書かせていただいております。

f 委員

ということは、審査段階の主査と評価の段階の主査は別ということですか。となりますと、またまた審査という言葉を使っていますけれども、評価というのは、最初にやった部分と最後にやった部分が整合しているかどうかというのをやるのが、評

価の部分になるわけですがけれども、そこで「やれ、やれ」と言った方と、「やってみただけれど、これは違いますよ」と言う方が違ってよいのかという感じはありまして、そのへんのところは、非常に言い方が悪いのですけれども、「責任はどちら？」みたいな話になるのかと。そうなってくると、果たしてこれがよいのかということについて、やや疑問があって、考えたほうがよいという気がします。

#### 事務局竹内

私どもは平成 23 年度以降、新しい補助事業にしたいということで考えさせていただいたときに、今までの流れの中で決めて、評価が十分できていなかったのではないかとこの部分と、審査・評価が渾然一体になってしまっていて、自分が決めた事業であるからどうしても評価の客観性が保ちにくいといったご指摘もいただいておりますので、一番はじめにご案内させていただきました通り、審査をする人と評価をする人に関しては、予断が入らないような形で別々にしようではないかという思想から、今回、審査・評価委員会というのは二つの大きな委員会なのだけでも、審査専門の方と評価専門の方になっていただいたという流れの中で作っているということでございます。

審査に関しても、今後、評価委員にもご審議のときにご参加いただいて、ご意見までいただきたいと思っております。ただ、評価の専門の方が審査の案件を採択するに関しては、投票権だけがないと。従いまして、委員会を年 6 回やるに関して、評価の先生は評価のところだけ出て来てくださいますというご案内をするつもりではありません。

今、先生のおっしゃってくださった通り、審査の段階を十分踏まえていただいて、評価をできないかというように考えたのが、今回の一つの我々の案でした。

#### f 委員

私の頭の中では、審査の部分というのは事業の妥当性を見ているのだということにして、事業が終わった後、目標の達成度とか、効率性をうまくやれましたかという話があるわけですし、一つの案として、「妥当だったのですか?」「うまくやれたのですか?」「ちゃんと終わったのですよね」「効果はありましたか?」という話が一連ですので、いわゆる委員会評価という形からしますと、どうなのかという感じで。

ただ、恐れていますのは、「戦犯探し」みたいになると、それはまずいだろうという話の一つ、それと、全体としてどうですかという部分は、これだけでは出てこないという話です。この二点について考える必要があるのではないかと。

#### 事務局笹部

補助事業一体で PDCA を回していく基本則に従いますと、今まで継続団体または継続事業が多いわけですし、継続が悪いのではなくて、どういう改善が行われているかが重要ということで、審査・評価については、今まで一つの委員会で全部をやっていたと。これも先ほど申し上げた通り、個別案件担当というものを審査・評価委員会の中で、予め大きく分けてみましょうと。補助事業そのものを審査し、評価する PDCA

の回し方についても、分担を予め分けておいて、この審査・評価委員会の中でも直接採点に加わらない人がいますよというものを、予め宣言した中でやっていただくと。

評価担当という部分については、1月、2月、3月に行います、すべての補助事業の内容を我々のほう、または、この委員会のほうでご審議していただく内容をすべてご承知おきいただかないと、次の評価という部分について、全然中身がわからないという形にもなりかねませんので、そこだけは直接個別審査に当たらないという程度の違いでご理解いただければよろしいかと。

#### b 委員

今、f 委員が指摘したことに関連しますけれども、私どもはおそらく審査委員をやることになります。確かに責任は重大なわけでありまして、実際に評価されるときに、審査委員が、自分が了解した事業に対して甘くなるというような見方もあるでしょうけれども、逆に言えば責任重大ですから、全員が判断したものに対して、より厳しく見ることが可能性としてはあるわけです。また、実際にどういうことが行われ、どうなったのかを見たいという考えもありますので、できれば審査委員も何か絡むような、JKA 評価に絡むということもあるかもしれませんけれども、絡ませていただければ、より公正な事業が行われる PDCA サイクルが回る可能性もあるので、我々審査委員を務めた者が関与する可能性についても、ぜひ、検討していただきたいと思います。

もう一点は、仕分けの時に非常に話題になった「天下り」の問題であります。「天下り」がすべて悪いという考えには立ちませんけれども、有能な方であれば、しっかり働いていただくことは、私自身としては歓迎しますけれども、一方で、仕分けで問題になった以上、それを今回の審査の段階で、どこでチェックするのか、我々に示されている 8 ページの項目からすると、どれにも当たらないわけですし、もしも当たるとすれば、JKA 事務局が担当する 6 ページの組織審査のところかと思いますが、その点については、事務局のお考えとしては、そういった問題も含めて評価の中にチェックする考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

#### 事務局竹内

資料1を見ていただきますと、まず公設工業試験研究所の 43 件と研究補助の 120 件ということで、163 件がそういったことにあまり関係のない方々だろうと想定できます。そうしますと、昨年度においては公設試の 42 件を除いて、145 件のうち 100 件くらいが、b 委員のご指摘のありましたような、ずっと継続をしている団体ではないかという指摘が一つ。その継続団体というのが、今まさにご指摘いただいた等の問題があるという中で見ますと、平成 23 年度の要望を受付ける段階で、補助率であるとか、特例民法法人に関しては、30%以上の内部留保率があるものは、平成 22 年度決算でそうなったら、補助事業の対象者としなないというようなことを、補助方針で整理して募集させていただいたところ、このへんのところを勘案したかどうかはわかりませんが、要望の段階で相当少なくなっているということは認定できます。そ

れから、国際交流に関しての補助も、機械工業のほうでは全部やめたということもあります。

一方で、今ご指摘いただいたように、「天下り」がいる、いないにかかわらず、事業が日本の機械工業にとって、JKAの補助金が入ることでよりスムーズに回るのではないかと、そういう部分もありますので、これは組織審査も含めて事業審査の中で審査していくしかないと思っています。

#### 事務局笹部

今のお尋ねの件でございますが、補助メニューを、機械については今までやっていた対象経費を外したり、または今まで主流を占めていた事業の中身についても、事業形態、契約のいわゆる「中抜き」という議論もありました。そういう部分を今回、補助方針の中に明確に規定を置きました。また、補助の内定後、そういう場合は取り消しますよということまで入れた結果、金額的に相当少なかったり、または申請をご辞退されたケースが多くありました。

先ほどの審査項目の視点の、特に組織審査については3項目ありますが、その中に今言った公務員OBがいるというチェックは、一切入れておりません。これについては今までと同じでございますが、そういう団体うんぬんではなくて、事業そのものを見ようと。ただ、今回、客観的な基準と対象経費を、こういう形で明確にした部分があって、額・件数ともに落ちたというように見ております。

#### 大山委員長

先ほどb委員が言われた件ですが、評価のほうに審査している人たちが関与というお話なのですが、かなり仕事が増えるかと気にしておりますが、そこは客観的に見たほうがよいかも知れない。どちらがよいかわかりません。良い面と悪い面が確かにあると思います。今回、2名追加いただいて4名で一回やっていただくのがよいのかと思ってきましたのですが、皆さんのご意向が強ければ。

#### f 委員

私の意見からすると、自分がやってほしい、これはやるべきだといった意見に対して、第三者がいきなり取ってしまわれてやられるよりは、最後まで自分でやってみて、自分の主張を通す、それに対して評価側のほうとしては、いわば攻める側と言いますか、こういうようにやっていったほうがクリアになるのではないかと。

#### 大山委員長

そこはわかるのですが、ここは皆さんとの議論をしなければいけないところだと思うのですが、補助事業なのですよ。補助事業ということは、主体はあくまでも実施する申請者なのです。申請者に、我々評価する側が支援するというのは、あくまでも「こうやったらよいのではないですか」、積極的にコミットするというのは、審査のもともとの透明性から見ても、おかしくなってしまうので、それは前提としてないのだろうと思ったので申し上げているのですが、皆さん方がどうお考えかをお

話いただければ、必要があれば事務局とも相談させていただいて修正したいと思うのですが、どちらですかね。基本的には、コミットすべきものもあると思っていたのですが、数のことと、皆さん方のご負担を考えさせていただいたときに、やり切れるかと不安に思って、無理かもしれないと思ったので、申し上げたのですが。

もっと大事なことは、できなかつたら、できなかつた理由は実施したところがいちばん知っているのですよね。それをしっかり書いているかどうかは本気で、しっかりして納得できることが書いてあれば、評価を上げてよいのではないかと、高くしてもよいのではないかと前々から思っていたことなのですけれども。これはあくまで私の私見ですから、皆さん方がコミットするほうがよいということであれば、そのようなやり方をトライアルでやってみるということもあるでしょうし、事務局側と相談しますけれども、どうですかね。この件は大事だと思いますがどうですか。

#### d 委員

スタートの理念から言うと、独立に評価をやろうというように理解したのですけれども、そうすれば、ご意見のフィードバックみたいなものを見たいと。それは評価をこういう委員会に公開してもらえばよいのではないですか。独立にやるということは、守るなら守るべきだと思います。

#### 事務局笹部

JKAが行う補助事業に対して、きちんとした一定の評価を行わないと大切な競輪・オートレースの売上を使っているという、ある意味では社会還元事業の再評価をきちんとすべきだという視点で我々は受け止めております。ですから、今後の話として、評価も単に書面だけ、または、ある目標達成に対してのみではなくて、今までのJKAの補助事業の審査・評価委員会の場においても、補助事業者側のプレゼンもやっていたのです。年に3例ほど来ていただいて。そのやり方を、例えば、1事業者10分以内ですよとか、10くらいやっていただくとか、そういう中で積み上げていくというやり方も視野に入れておかないといけないと。一つの評価の画一的なやり方ではなくて、いろいろなやり方をご意見いただきながら、実践していくというように、再スタートに向けて取組む姿勢は、そういう感じを持っています。

#### 事務局平柳

評価については、確かにいろいろなご意見があると思いますけれども、先ほどもお話があったように、スタートの理念ができるだけ独立して審査と評価をするというような形で、補助事業のワーキンググループを経済産業省と一緒に作って、いろいろな形で議論をしてきているのですけれども、一度このような形でやらせていただいて、ご意見を聞いてやっていきたいと思っているのですけれども、確かに我々自身も非常に不安な部分もあります。委員長がおっしゃったように、少しずつ修正をしながらやっていってもよいと思います。

#### f 委員

私自身は全然反対の意見なのですけれども、やってみないとわからない部分がありますからね。

#### e 委員

私は補助事業の審査というのは初めてなもので、場違いな質問をするかもしれませんが、私は科学技術振興財団の領域アドバイザーで十数年やってきまして、採択案件というものをやるわけです。そうすると、先ほどおっしゃったような形で、我々自身が採択した研究案件について、レビューは必ず採択した者が行うというのが前提条件になるのですが、そういうところと言いますと、補助事業となると、自前の持ち出しがありますので、大山委員長がおっしゃったような形で、少しニュアンスが違うのかということだと思います。

私が意見を申し述べたいのは、マニュアルの審査でありますので、マニュアルで審査委員と評価委員というのが、主査が違うのであるのならば、明確に、これはマニュアルですから、審査主査もしくは審査専門主査とか、評価専門主査という形でお書きになったほうがよいだろうと、そのうえで2ページの「2.審査方法」の(2)の表現が、内容がパラレルになっているにもかかわらず、具体的にという言葉でシリーズにしか読めないのです。これを見ますと、私は先ほど確認しましたけれども、主査がアドバイザー、副査もアドバイザーのように読めてしまいます。これが違うのであるならば、具体的に、主査の順序を変えてお書きになれば、具体的に関連するというので、最後の「委員会に適切な情報を提供したものを主査が一次審査を行い、副査が～」というようにすると、この両者の違いがはっきりわかりますので、マニュアルは性格上、明確にお書きになったほうがよいだろうと思います。

#### d 委員

最初のマニュアルで、フローがあって「資料は別々に送る」と書いてあったにもかかわらず、ここは主査が一次審査をして、副査に送るとなっているので、表現は合わせてもらったほうがよいです。

#### a 委員

審査・評価マニュアルでは、審査・評価委員会の結論を経て、理事会、経済産業大臣認可と書かれていますが、審査・評価委員会の結論はどういう形での結論になるのでしょうか。委員会の中で、個々の事業について審査し、結果を出すということは、当然、求められていると思いますけれども、この委員会では、個々の事業に対して全会一致の採択を必要とするのか、あるいは多数決なのか、そのような方針はこのマニュアルに書かれてはいないのですけど。審査・評価までを委員会で審議して最終的な結論は事務局にお預けするなども考えられますが、どこまでを委員会としてあるいは各委員の責任の範囲と考えたらいいのでしょうか。

#### 事務局笹部

その部分をお諮りする部分として、1月、2月、3月に行う中で、最終的な採択をさ

せていただければと思っております。次回行方際に、考え方を述べさせていただきます。

d委員

個々の主査・副査で審査した結果がこの委員会に上がって来て、最終的にはここで決めるという理解でよろしいですね。

事務局笹部

最終的にはこの委員会です。

(8)「審査・評価マニュアル(案)」の採択

修正等の当面の作業は委員長及び事務局に一任することとして、当委員会として、事務局案の通り「審査・評価マニュアル」は異議なく了承された。

(9) 次回以降の委員会について(事務局竹内)

委員の皆様にはお忙しい中でしたので、今日も含めて3月までご予約いただいた中で、委員会の日時を設定させていただいておりますので、もう一度改めてご報告させていただきます。

次回以降に関しましては、個々の案件になりますので、非公開という形で傍聴者がいない中で進めてまいります、

第3回委員会は1月28日(金)午後1時～

第4回委員会は2月18日(金)午後1時～

第5回委員会は3月16日(金)午後1時～

に開催という予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

また、次回に関しましては、今いろいろご意見をいただきましたが、できれば主査・副査という形で2、3、先生方にやっていただいて、審査の方法まで含めて、ご議論いただければよろしいかと思うところと、簡易案件と言われている事務局審査案件のほうをメインに進めていきたいと考えておりますので、また2時間ほどになろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上